

農地所有適格法人報告書

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

提出年度の事業期間を、定款を参考に記載してください。

令和 6 年 2 月 15 日

音更町農業委員会会長 様

提出日を記載してください。事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

主たる事務所の所在地 河東郡音更町元町2番地
名 称 株式会社 おとふけたろう
代 表 者 氏 名 音更 太郎
電 話 番 号 0155-42-2111

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

法人登記簿に記載されている所在地、正式名称、役職、氏名を記載してください。名称等はスタンプでも構いませんが、その場合は法人代表印を押印してください。

記

1 法人の概要（経営面積） ※自作地及び小作地を含む

	音更町内	市町村名	士幌町	市町村名	芽室町	市町村名
田	ha		ha		ha	ha
畑	50.00 ha		5.00 ha		3.00 ha	ha
採草放牧地	ha		ha		ha	ha

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

粗収益の50%を超えると認められるもの農畜産物を記載してください。いずれも50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	小麦、豆類、甜菜	農作業委託、野菜加工品製造	除雪請負
翌事業年度の計画	小麦、豆類、甜菜	農作業委託、野菜加工品製造	除雪請負

(2) 売上高 ※概算ではなく、損益計算書から転記してください。

年度	農業		左記農業に該当しない事業	
3年前（実績）	11,230,000	円	800,000	円
2年前（実績）	10,450,000	円	700,000	円
1年前（実績）	10,670,000	円	500,000	円
報告年度分	10,890,000	円	600,000	円

※ 報告年度分は、実績又は見込みの額を記載してください。

3 地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業投資円滑化法に基づく承認会社等)

「構成員」とは、
株式会社(特例有限会社を含む)にあつては株主をいいます。
合資会社にあつては、社員をいいます。
農事組合法人にあつては、組合員をいいます。

登記簿に記載されている役職員(監査・監事を除く)を記載してください。

構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	農地等の提供面積		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積(m ²)	直近実績	翌事業年度の計画	
音更 太郎	河東郡音更町元町2番地	日本		100	使用貸借	300,000	300	300	
木野 鈴男	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	日本		80	賃貸借	200,000	250	250	
洪 吉童	河東郡音更町大通9丁目1番地4	韓国	特別永住者	40			200	200	
王 小明	河東郡音更町大通9丁目1番地5	中国	経営・管理	40			200	200	

「農業」とは、農業関連事業(事務や営業)も含みます。
「農作業」とは、耕作や養畜等に直接必要な作業のことです。

農業従事日数は150日以上であること。

議決権の数の合計

260

農業関係者の議決権の割合

86.67 %

議決権の割合が過半数であること(要件)

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:

950 日

日本国籍以外の方は必ず記載してください。在留資格は在留カードに記載された名称を記載してください。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
株式会社 木野	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	日本		40

計100%

議決権の数の合計

40

農業関係者以外の者の議決権の割合

13.33 %

「国籍等」欄は、法人にあつては、その設立にあつて準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は「日本」)を記載してください。

(留意事項)

構成員が議決権の過半数であることが要件となります。

- ①法人に農地を提供した個人 ②法人の農業常時従業者
③法人に基幹的な農作業を委託した個人
④中間管理機構又は農協を通じて法人に農地を貸し付けている個人

<議決権の数>

- 株式会社・特例有限会社
→ 出資株数(出資口数)
- 合同・合名・合資会社、農事組合法人 → 1人1票
- ※ 農事組合法人は定款に定めがある場合、この限りではない。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

定款及び法人登記簿を参考にして記載してください。

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

登記簿に記載されている役職員（監査・監事を除く）を記載してください。

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業 年度の 計画	直近 実績	翌事業 年度の 計画
音更 太郎	河東郡音更町元町2番地	日本		代表取締役	300	300	250	250
洪 吉童	河東郡音更町大通9丁目1番地4	韓国	特別永住者	取締役	200	200	150	150
王 小明	河東郡音更町大通9丁目1番地5	中国	経営・管理	取締役	200	200	150	150

「農業」とは、農業関連事業（事務や営業）も含みます。
「農作業」とは、耕作や養畜等に直接必要な作業のことです。

役員または重要な使用人のうち、1人以上が農業に常時従事（60日以上）していること。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

役員が過半数が常時従事（150日以上）であること。

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業 年度の 計画	直近 実績	翌事業 年度の 計画

この欄は、上記（1）に該当する方が1人もいない場合に記載してください。

「重要な使用人」とは、当該法人の農業に対して、権限及び責任を有する人です。
年間60日以上農作業に従事している役員がない場合に記載してください。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。